

大和山市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 4 日

大和市長 古谷田 力

大和市規則第 8 号

大和山市税条例施行規則の一部を改正する規則

大和山市税条例施行規則（昭和 4 1 年大和市規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「運転免許証」の次に「又は特定免許情報が記録された免許情報記録個人番号カード」を加え、「同条第 4 項」を「同条第 5 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。